

2019年度 年間事業実施計画書

都市公園名	新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）
指定管理者名	アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ （指定管理期間 2019年4月1日～2020年3月31日）
所在地	新潟市中央区清五郎58番地
電話番号	025-257-8711
ファックス番号	025-257-8766

事業実施計画書（目次）

1	管理運営方針	1
2	運営業務	
	①供用日・供用時間及び利用案内業務	2
	②有料公園施設の運営業務	5
	③行為許可業務	6
	④利用料金の徴収等業務	6
	⑤利用促進・質の高いサービス提供業務	6
	⑥広報業務	8
	⑦意見聴取業務	9
	⑧地域・住民との連携業務	9
	⑨関係団体との連携業務	10
3-1	園地維持管理業務	
	①樹木等植物育成管理業務	11
	②一般施設の維持管理業務	11
	③清掃業務	12
	④巡視・点検業務	12
3-2	新潟スタジアム維持管理業務	
	①一般施設の維持管理業務	12
	②清掃業務	13
	③巡視・点検業務	14
	④芝生管理業務	14
3-3	野球場維持管理業務	
	①一般施設の維持管理業務	14
	②清掃業務	15
	③巡視・点検業務	15
	④人工芝管理業務	16
4	管理業務	
	①事業評価業務	16
	②利用の禁止、制限業務	16
	③安全対策・緊急対応業務	17
5	自主事業	
	①物販事業	18
	②その他事業	18

6	管理体制	
	①職員体制	19
7	その他物品の使用等	
	①物品の使用・管理	20
	②記録等の作成及び保管	20
	③県内産業振興や雇用への配慮	20
	④環境への配慮	21

1 管理運営方針

新潟県スポーツ公園は、鳥屋野潟南部開発計画において「総合スポーツゾーン」として位置づけられ整備された、国際大会やプロ競技等大規模大会から、誰でもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができ、また、鳥屋野潟や園内の緑や花等、子供から高齢者、また障がいを持たれている方までが自然に触れ合え、憩うことのできる全国に誇れる公園です。

私たちアルビレックス新潟・都市緑花センターグループは、『進化し続けるスポーツ公園』をテーマに以下の6項目の管理運営方針により安全、安心で多くの方より来園いただける公園を提供します。

【総合的な管理運営方針】

(1) 新潟県のスポーツの聖地

- ① ハイレベルのスポーツ大会やプロスポーツ興行を積極的に誘致します。
- ② 各競技団体と連携し、新潟県の競技力向上に寄与します。

(2) 気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる賑わいのある公園

- ① 広く自然が豊富な園内で、様々なスポーツが楽しめ歓声が「こだま」する公園を目指します。
- ② 手ぶらで来園してもスポーツが楽しめる環境を整えます。

(3) 文化活動などの舞台

- ① スタジアムを活用した大規模コンサートを誘致します。
- ② 県民の誰もが音楽等を発表できる場を設けます。

(4) 地域との連携強化

- ① 様々なイベントを誘致あるいは開催することで地域経済の活性化に寄与します。
- ② 新潟県等との連携の他、地域の一員として周辺住民、周辺施設とコミュニケーションを深めます。

(5) 貴重な自然を守り緑に親しむ

- ① 園内の自然をネイチャーゲームなどを通じて、県民の皆様に紹介します。
- ② 利用者の協力を得て共に花壇を整備し、また、緑や花に関する講習会を開催します。

(6) 安全で安心な公園

- ① 来園者に安全・安心な公園を提供します。
- ② ②防災拠点としての機能を発揮します。

2 運営業務

① 供用日・供用時間及び利用案内業務

※以下に記載の月日については、特別の記載のない限り2019年4月から2020年3月までの期間である。

【園地】

(1) 供用日及び供用時間

① 新潟県都市公園条例に基づき以下を原則とします。

ア) 園地

常時開放

イ) 多目的運動広場（専用使用の場合に限る）

供用日；多目的運動広場(北側) は4月1日から10月20日まで

多目的運動広場(南側) は5月9日から11月15日まで

供用時間：多目的運動広場(北側) は午前9時から午後5時まで、多目的運動広場(南側) は午前9時から午後10時まで

ウ) レストハウス、ビジターハウス

供用日；4月1日から12月28日、1月4日から3月31日

供用時間：午前9時から午後5時まで

② ただし、①によらず以下の場合は施設の供用時間を変更あるいは閉鎖します。

ア) 多目的運動広場（専用使用の場合に限る）

管理者の必要と認める日に限り、

- ・多目的運動広場(北側) は午前7時から午後5時まで、延長します。
- ・多目的運動広場(南側) は午前7時から午後10時まで延長します。

イ) 第1駐車場・第2駐車場

4月から11月までと翌年3月の金曜日、土曜日、日曜日及び祝前日の、午後11時より翌日午前5時まで閉鎖します（門扉の開閉により実施）。

ウ) 第3駐車場

4月から11月までと翌年3月の金曜日、土曜日、日曜日及び祝前日の、午後11時より翌日午前5時まで閉鎖します（門扉の開閉により実施）。また、12月28日から2月28日の冬期間は閉鎖します。

エ) 長潟臨時駐車場

午前9時より午後5時（主催者の申請時間に応じ変更）まで開放します（門扉の開閉により実施）。ただし12月～2月の公園利用が少ない時期は閉鎖を基本とし、利用状況にあわせ開放します。

【新潟スタジアム】

(1) 供用日及び供用時間

- ① 新潟県都市公園条例に基づき以下を原則とします。

供用日：4月1日から12月28日まで及び1月4日から3月31日まで

供用時間：専用利用の場合 午前9時から午後9時まで

専用利用以外の場合 午前9時から午後5時まで

- ② ただし、①によらず以下の場合は利便性向上のため供用時間を延長します。

ア) 陸上個人利用、会議室単独利用の延長

期間：4月1日から12月28日までの火曜日から金曜日

時間：午前9時から午後9時まで（受付は午後8時まで）

イ) Jリーグ、ルヴァンカップ等大規模イベント開催の場合

期間：4月1日から3月31日まで

時間：午前6時から翌日午前1時まで

ウ) 新潟シティマラソン、及び新潟ハーフマラソン

期間：10月13日、3月中旬（予定）

時間：午前1時から午後11時まで

エ) 上記大会以外で、早朝からの準備を要する中・小規模大会及びイベント等の開催日

期間：4月1日から11月30日まで

時間：午前4時から午後10時まで

【サブグラウンド】

(1) 供用日及び供用時間

- ① 新潟県都市公園条例に基づき以下を原則とします。

供用日：4月1日から12月28日まで及び1月4日から3月31日まで

供用時間：午前9時から午後5時まで

- ② ただし、①によらず利便性向上のため陸上個人利用の場合は時間を延長します。

午前9時から日没まで（最大午後7時）

【野球場】

(1) 供用日及び供用時間

- ① 新潟県都市公園条例に基づき以下を原則とします。
供用日：4月1日から12月28日及び1月4日から3月31日
供用時間：午前9時から午後9時まで
- ② ただし、①によらず以下の場合は利便性向上のため供用時間を延長します。
 - ア) BCリーグデーゲーム開催の場合
期間：4月6日から10月9日まで
供用時間：午前6時から午後10時まで
 - イ) プロ野球、BCリーグナイトゲーム開催の場合
期間：4月6日から10月9日まで
供用時間：午前7時から翌日午前1時まで
 - ウ) 大規模コンサート準備、開催及び撤収の場合
期間：8月26日から9月1日まで
時間：午前9時から翌日午前9時まで
 - エ) 新潟県高野連が開催する高等学校野球大会の開催日
期間：7月6日及び7月20日から7月26日
時間：午前6時から午後9時まで
 - オ) 上記大会以外で、早朝からの準備を要する中・小規模大会及び野球教室等の開催日
期間：4月1日から12月28日及び1月4日から3月31日
時間：午前7時～午後9時
 - カ) その他、施設管理上の都合により供用時間を繰り上げあるいは繰り下げる場合があります。

(2) 利用受付及び案内業務

- ① 園地事務所
4月1日から12月28日、1月4日から3月31日の8時30分より17時15分まで1名以上が常駐します。
- ② 北サービスセンター
4月1日から11月15日の間と、3月中旬以降の土日祝など公園利用が多数見込まれる日に、基本は9時から17時まで（ナイター利用がある場合は最大21時まで）1名以上が常駐します。
- ③ 南サービスセンター
4月1日から11月15日の間、9時30分から16時30分まで1名以上が常駐します。
(但し、大規模イベント時等でサービスセンターを閉鎖する場合があります。)
- ④ 新潟スタジアム、野球場
4月1日から12月28日、1月4日から3月31日の供用時間内で1名以上が常駐します。

【園地】

(1) 今年度の受付開始日など

① 多目的運動広場

専用利用については、利用を希望する日の2ヶ月前の1日からインターネットにて受付を行います。

② レストハウス、ビジターハウス

多目的運動広場と同様で受け付けます。

(2) 次年度の利用受付について

2020年度の大会利用は利用調整規定に基づき、11月頃より募集し、審査、調整、決定を行います。

【新潟スタジアム及びスワンフィールド】

(1) 今年度の受付開始日など

① 大会、イベント利用は随時受け付けます。

② 会議室利用は原則として使用日が属する月の3ヶ月前から予約システム等で使用可能日を周知し、随時受け付けます。

③ 陸上個人利用は原則として使用日が属する月の3ヶ月から利用可能日を周知し、利用日当日に受け付けます。

(2) 次年度の利用受付について

2020年度の大会利用は利用調整規定に基づき、10月より募集し、審査、調整し、1月頃に内定を行います。

【野球場】

(1) 今年度の受付開始日など

① グラウンド、屋内練習場の利用は利用日が属する月の3ヶ月前より予約システム等で周知し、抽選等により決定します。空いた利用枠は、抽選後に広報し予約システムで随時受け付けます。

② 会議室利用は原則として使用日が属する月の3ヶ月前から予約システム等で使用可能日を周知し、随時受け付けます。

(2) 次年度の利用受付について

2020年度の大会利用は利用調整規定に基づき、10月より募集し、審査、調整し、1月に内定を行います。

②有料公園施設の運営業務

③行為許可業務

新潟県都市公園条例第2条に基づき許可に係る事務を行います。
行為許可使用料表

④利用料金の徴収等業務

(1) 利用料金表

有料公園施設料金表

(2) 減免基準

減免基準

(3) 利用料金の徴収方法

- ・窓口での現金による徴収、また、金融機関への振り込みによる徴収の場合は、専用の口座を設け徴収します。

⑤利用促進・質の高いサービス提供業務

【園地】

(1) 気軽なスポーツでの利用促進

① 気軽にスポーツを楽しめる空間の創出

ローラースケート等のできる場所の検討、バスケットコート等の設置等、気軽にスポーツのできる場所の提供に向けて提案し、県と協議を続けます。

② 多目的運動広場の利便性向上

1日の利用枠を引き続き9時間とし、専用利用時の危険防止のため利用指導を強化します。

(2) イベント等の開催による利用促進

① 自然環境を活用した教室等の開催

ネイチャーゲームや観察会、自然素材を使った講習会などの継続開催及び、開催時期をかえ気軽に参加できる工作教室を実施します。

スポーツ公園エンジョイランなどの参加者が楽しむマラソンイベントや、公園主催のコンサートなどを開催します。

② 親子で楽しむイベント開催

福祉施設などとも連携し、冬に公園で遊べるイベントを開催します。また、公園の景観軸であるカナルの修景を活かし、カヌー体験会等のイベントを開催します。

(3) 健康づくりでの利用促進

① ジョギング・ウォーキングコースの設置

南地区、北地区を合わせた公園全体のウォーキングコースを設定し、引き続き利用者が利用できるようマップの配布などを継続します。

② 健康づくり教室の開催等

高齢者が気軽にできるエクササイズやヨガ教室等を開催するほか、引き続きラジオ体操の定時放送などを行い、健康づくりができる場を創出します。

(4) 公園の魅力増進による利用促進

① 魅力ある園地づくり

公園内の彩りを増すために花壇改修の継続と充実を図ります。また、南地区は木陰が少ない為、公園利用者が憩えるよう緑陰のできる樹木の植栽を行います。

② 遊具等の設置

なかたの森に遊具ができ賑わいの場所となったこと、また野球場外野広場は常時解放の場所としていないことから、当初計画した外野広場への遊具設置は見送り、中高生から大人に人気のバスケットゴールを活かしたイベントなど、南地区の園地の利用促進の検討を行います。

(5) 公園利用者へのサービス提供

① 北及び南地区サービスセンターでのサービス提供

遊び道具等の無料貸し出しや、公園利用者への案内など公園利用者へサービスの提供を行います。また、南サービスセンターではバーベキューの利用受付を行います。

② 犬の散歩対策

犬連れの散歩者のマナーは、年々向上していますが、公園には犬の嫌いな方もいるため、更なるマナー啓発を行います。またドッグランについての検討もを行います。

【新潟スタジアム】

(1) 利用目標

専用利用目標日数 141日

陸上個人利用年間人数 17,000人

会議室単独利用稼働率 47%

(2) 取り組み

① 学校の体育祭利用を誘致します。

② 急遽空いた施設の利用案内を希望者にメール等でお知らせします。

③ インターネットを利用した予約受付を行います。

(3) その他サービスの向上

① 陸上練習用備品を購入し、無料で提供します。

② 観客席等のトイレについて和式便座を洋式便座へ変更するほか、ジェットタオルの設置を行います。(数量は検討中)

【野球場】

(1) 利用目標

専用利用目標日数 234日

屋内練習場単独利用の年間コマ数 1,520回

会議室単独利用稼働率 42%

(2) 取り組み

① グラウンド個人利用

平日の日中、グラウンドで空きが生じた場合でスタッフの配置が可能な場合は、個人利用日として、ピッチングマシンを使用したバッティング練習場とします。

② 予備日の活用

グラウンド利用において、予備日利用しない場合は、利用できない場合があることを承知いただいた上で予約を受け付けすることで極力空きを無くします。

③ 冬期の屋内練習場利用時間区分の変更

12月から3月までの利用時間区分を3時間毎の区分とし利用機会を増やします。

(3) 県民が夢と感動を体感できる大会・イベント開催

プロ野球興業や大規模コンサートなどが安全、安心に開催できるよう連絡を密にし、また多くの県民等に観戦いただけるよう協力していきます。

また、来場いただいた方が喜んでいただける施設を提供します。

⑥ 広報業務

(1) ホームページの活用

ホームページをリニューアルし、スマホ対応版も設け、より分かりやすく魅力ある情報発信を行う。

①お知らせ、イベント情報、園内見どころ情報、スポーツ公園通信、ブログ、ツイッター、フェイスブックを随時更新することにより、タイムリーな情報を提供します。

②グループでリンクを貼る等、サービスの波及を図ります。

(2) J1 ゲーム時にマッチデープログラムを活用し、イベント・大会状況をお知らせします。

(3) 近隣自治会への情報提供

①隔月のイベントスケジュール（コメント・写真付き）の回覧により、近隣へ情報を提供します。（時期：4月、6月、8月、10月、12月に翌月・翌々月情報を配布、都合：6回）

②コンサート等大規模イベント時は、開催前のお願いを自治会長宅の個別訪問あるいは自治会長の会合時に参加し行います。（コンサート時、延べ70軒）

(4) その他

①自主催事を行う際には、関係機関へポスター掲示・チラシ配布を依頼し、また、マスメディアへの配信、県棚入れ等を行い周知に努めます。

②ローカルテレビ・ラジオ・新聞やタウン誌等へ積極的に情報提供を行います。

⑦ 意見聴取業務

(1) 県指定アンケート

県立都市公園アンケート実施要領に基づき実施します。

(2) アンケート

客観的な事業評価を行うため、アンケートを実施し採点いただくと共に、併せてご意見を聴取します。（実施時期：10月～1月）

対象：園地利用者（学校、幼稚園等）、多目的運動広場、会議室、屋内練習場等の有料公園施設利用者

(3) ご意見箱の設置

レストハウス及び新潟スタジアム・野球場ロビー等にご意見箱を設置し意見を聴取します。（通年）

(4) ホームページからの意見聴取

ホームページ内の「お問い合わせ」より、ご意見を聴取します。（通年）

⑧地域・住民との連携業務

(1) カナール彩における地元商工振興会との連携

(2) 地域住民との連携

- ① 「ながたの森を愛する会」と協働で公園管理を行い、共に公園を育てていきます。
- ③ 山潟地区コミュニティー協議会の集会や近隣自治会の行事に、地域の一員として参加します。

(3) 近隣施設との連携

- ① 近隣の公共施設とイベント等の情報交換する場を設けます。
- ② 近隣公共施設とお互いにパンフレットを置くなどして、情報の交換を行います。

(4) 学校等との連携

- ① 総合学習等での利用促進を図るため、様々な手段を活用して、公園の情報を提供していきます。
- ② 可能な限り、総合学習、校外学習、インターンシップ、見学、視察等の受け入れを行います。

(5) ボランティア団体との連携

- ① 園地では「公園サポーター」を組織し、公園内の花壇等の管理や、公園主催の催し等公園のイベントをサポートする活動などを行っていただきます。
- ② 新潟スタジアム、野球場では「スポーツ公園ボランティア」を組織し、各種陸上大会等や自主事業などを補助していただき活動していただきます。

(6) 行政機関との連携

- ① 緊急時の連絡体制を新潟県、新潟市等行政機関と相互に確認し、安全・安心の確保を図ります。

- ② 警察署・消防署と連携し、イベント時の対応や、夏季の夜間の犯罪抑止等のパトロールを行っていただきます。

⑨関係団体との連携業務

(1) 主催者との連絡調整

- ① 陸上、サッカー、ラグビー等の大会を円滑に運営するため、「(一財)新潟陸上競技協会」「高等学校体育連盟」「(公財)新潟県スポーツ協会」「(一社)新潟県サッカー協会」「新潟県ラグビーフットボール協会」等と連絡調整し円滑な運営に努めます。
- ② その他、各種陸上教室やゲートボール大会などのイベント、大会開催に向け(株)新潟アルビレックス RC、(一財)新潟県ゲートボール連盟、(一社)新潟県レクリエーション協会などと連携します。
- ③ 自主事業を開催し、公園の利活用促進と県民サービスを図るため、(株)キョードー北陸、UX 新潟テレビ21などと連携します。

(2) 定例会議の開催

- ① 「スポーツ公園管理協議会」
指定管理者、外部発注業者が一堂に会し、スケジュールや連絡事項の確認を12月から2月を除く月1回開催します。
- ② 「指定管理者運営協議会」
外部識者、報道関係者、地域住民代表等で構成する協議会を開催し、指定管理業務の管理運営状況や懸案事項等を協議する場を年1回以上設けます。
- ③ 「デンカビッグスワンスタジアム・ハードオフエコスタジアム新潟利用調整会議」
新潟スタジアム・サブグラウンド及び野球場の利用日程を決定するため、各競技団体等より、2月を目途に参集いただき調整します。
- ④ 「デンカビッグスワンスタジアム・ハードオフエコスタジアム新潟運営支援懇談会」
年1回、③と併せ、行政、主催者、競技団体、マスメディア等スタジアム運営の関係者に参集いただき、効率的な運営について意見交換を行います。
- ⑤ 「鳥屋野潟南部地区公共施設合同協議会」
近隣の公共施設に年1回2月を目途に参集いただき、主に大規模イベント時の交通整理や駐車場の調整を協議します。
参加施設(予定)： いくとぴあ食花、新潟市産業振興センター、新潟テルサ、新潟市アイスアリーナなど

(3) その他

- ① 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターとの連携
医科学センターのフィットネスホールとビッグスワンのトラック利用について、双方の有する機能を有効に活用し利便性の向上のため、両施設を一緒に使用できる「共通券」を発行します。

② その他

管理・運営で大きな問題が生じることが予測される場合は、必要に応じて県、主催者、指定管理者が参集し問題解決を目指します。

3-1 園地維持管理業務

① 樹木等植物育成管理業務

(1) 憩いの場として

- ① 広場は利用しやすいように芝刈りを行い、心安らぐ景観を創出します。
- ② 花壇の増設や植栽の見直しを行い、より華やかな景観を創出します。

(2) スポーツを行う場として

- ① 高頻度の利用に耐えられる芝生の育成に取り組みます。(南エリアへのティフトン試験導入等)
- ② 利用者への使用制限が最小となる管理手法の検討を行います。

(3) 自然豊かな景観の創出

- ① 病虫害発生初期は枝の切除等物理的防除で対応し、薬剤を使用する場合は、毒性の低い薬剤を使用します。
- ② 多様な生き物が見られるよう、一部草地を刈り残すなど、餌場や住処の確保に留意します。
- ③ 生育不良木への土壌改良を実施します。

② 一般施設の維持管理業務

- (1) 電気設備、上中污水設備等複雑で大規模な施設が数多くあり、常に公園を安全で快適に利用いただくため、利用状況や異常・故障を早期発見・把握し迅速に対応することで、施設及び機能の劣化を防止します。
- (2) 職員・公園管理員による巡視点検や専門業者による定期点検により不具合等の早期発見に努めます。園路、東屋など目視可能な施設は清掃などの日々のメンテナンスで劣化の進行を抑え、黙視できない電気ケーブルや給排水管などは監視システムの動作確認と履歴の把握・分析により異常の早期発見に努めます。また、破損や故障は、早期発見し軽症なうちに対応することで悪化を防ぎます。
- (3) 3年に1回実施が義務付けられている公共建築物定期点検を行います。

③清掃業務

(1) 園内清掃

- ① 毎日のゴミ清掃、パトロール時のゴミ拾いを継続します。
- ② 「ゴミを捨てない公園づくり」を目指し、「ゴミ持ち帰りの声掛け」等を実施します。

(2) トイレ清掃

- ① 毎日トイレ清掃を実施するほか、巡回時に汚れを見つけた場合の清掃及び、定期的にトイレ全体の清掃を行います。
- ② 大規模イベント時は、適宜点検清掃を行うとともに、イベント後も念入りな清掃により平常時と変わらない状況にします。

(3) 池清掃

- ① カナールや修景池等の水系は、年1回落水し、堆積した泥などを清掃します。

(4) 建物清掃

- ① 床のワックスがけやガラス清掃等を定期的に行い、建物の維持及び延命を図ります。

④巡視・点検業務

(1) 日常点検

公園を熟知した職員が、毎日午前・午後の2回、樹木の生育状況や病虫害の状況、施設の破損や危険個所の有無、利用状況等の確認を行います。不具合等を発見した場合は、即時に対応します。

(2) 定期点検

- ① 月1回「重点パトロール」を実施し、利用者の安全確保を図ります。
- ② 機械設備等は専門業者による定期点検を実施し、常に正常稼働ができるように努めます。

(3) 特別点検

- ① 台風や豪雨等の異常気象時は、適切に点検を行い、被害状況等の確認を行います。
- ② 震度4以上の地震が発生した場合は、巡回点検を行い、状況に応じて施設使用の一時中断、中止を行い安全確保に努めるとともに、関係機関へ報告を行います。

(4) 夜間巡回

特に夏期に多い花火や放火の防止のため、警備員による巡回を行うとともに、新潟江南警察署及び新潟市中央消防署にも巡回を行っていただき、犯罪防止、安全確保を図ります。

3-2 新潟スタジアム維持管理業務

①一般施設の維持管理業務

(1) 特定電気設備の保守点検業務

- ① 保守点検業務は、各設備の専門業者を統括できる総合設備業者に委託して実施します。
- ② 定期点検は、新潟スタジアム自家用電気工作物「保安規程」や消防法に基づいて、設備の「予防保全」を常に心がけ、消耗部品等の交換は適切に実施して、故障の未然防止と発生時の更なる拡大を防ぎます。

(保守点検をする設備)

- | | | |
|-----------|-------------|-------------|
| ・ 特高受変電設備 | ・ 大型映像設備 | ・ 火災警報設備 |
| ・ 高圧配電盤設備 | ・ 電光掲示盤設備 | ・ 誘導灯等防災設備 |
| ・ 低圧配電盤設備 | ・ 照明監視制御設備 | ・ 監視カメラ設備 |
| ・ 常用発電設備 | ・ フィールド放送設備 | ・ 陸上競技計測設備 |
| ・ 非常用発電設備 | ・ 非常放送設備 | ・ サブグラウンド設備 |
| ・ 直流電源設備 | ・ 構内交換設備 | ・ 電力中央監視設備 |

(2) 特定空調設備の保守点検業務

- ① 保守点検業務は、異常発生時の迅速対応が可能な、専門知識を有する専門業者に委託して実施します。
- ② 定期点検では、「予防保全」を常に心がけ、消耗部品の交換等を適切に実施して、故障発生や故障拡大を予防します。

(保守点検をする設備)

- | | |
|----------|-----------------|
| ・ 熱源設備 | ・ 雨水濾過設備 |
| ・ 空気調和設備 | ・ 空調自動制御機器 |
| ・ 換気設備 | ・ 中央監視制御装置 |
| ・ 衛生器具設備 | ・ 冷却塔設備 |
| ・ 給水設備 | ・ 汚水、雨水、湧水ポンプ設備 |
| ・ 給湯設備 | ・ 電気式高所作業車 |
| ・ 排水設備 | ・ 臭気ろ過設備 |

②清掃業務

- (1) イベント利用者、会議室利用者、見学者など、全てのスタジアム利用者に、常に「きれいで快適な空間」を提供します。
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた業務を的確に行い、お客様及びスタジアム関係者に適正かつ快適な衛生環境を提供します。
《建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく衛生管理》
 - ・ ねずみ、昆虫等防除

- ・室内空気環境測定
- ・飲料用受水槽の清掃
- ・冷却塔及び加湿装置の清掃
- ・中水槽の清掃
- ・雨水槽等の清掃
- ・汚水槽等の清掃

《廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正処理》

- ・一般廃棄物（可燃物） 焼却処理
- ・一般廃棄物（不燃物） 埋立処理
- ・資源物（古紙等） 再資源化事業者へ搬入
- ・産業廃棄物（蛍光灯等） 分別破碎によるリサイクル

③巡視・点検業務

(1) 設備運転監視業務

- ① 各設備の運転監視は専門知識が必要であり、また、365日24時間の連続監視を行うため、専門業者に委託して実施します。
- ② 設備の巡視点検は、年間を通じた作業計画書を作成して効率的に実施します。巡視点検で発見した異常事項は、応急措置や小修繕を施し、故障の拡大を最小限にするよう日頃から心がけます。

（運転監視、法令等により点検を必要とする設備）

- ・特高受変電設備
- ・昇降機設備
- ・高圧、低圧配電盤設備
- ・自動ドア設備
- ・防災設備
- ・電動シャッター設備
- ・空調設備
- ・避雷設備
- ・衛生設備

④芝生管理業務

- (1) Jリーグ等の試合で選手が安全にプレーできることはもとより、観戦者にも美しさを感じていただける日本最高のピッチを提供します。
- (2) 外部委託先が2名常駐し維持管理を行い、職員1名が監督員となり、指導、監督を行います。
- (3) 天然芝は、気温や日照、湿度などの気象条件により生育が大きく左右されることから、日々良く観察し、適切な管理を行い、フィールドを高い水準で維持します・

3-3 野球場維持管理業務

①一般施設の維持管理業務

施設を常に安全で快適に利用していただくため、施設・設備の異常の早期発見、早期対応に努め、長く安定して機能発揮できるよう維持管理します。

- (1) 野球場の設備は、電気、機械、通信、防災設備等が連携を取り合って稼働しています。各設備は、それぞれ関係法令に従って保守点検を行い、その中で、設備の中核を担う電気関係設備の保守点検に備え、電気事業法で定める電気主任技術者を配置し、公園全体の電気主任技術者の指導の下で、業務計画の立案や委託する専門業者の指導監督を行います。
- (2) 日常的には、管理職員が各施設や設備を巡視し、異常発見に努めます。また、関係法規等に基づく点検や補修作業は、実績のある専門業者に委託して実施します。
- (3) 委託業者の選定に当たっては、法令による資格取得者の存否や実務経験等を厳密に審査して決定します。
- (4) 消防法、建築基準法、労働安全衛生法等に基づく点検等については、所管官庁等への報告や届出まで責任をもって対応します。
- (5) 保守点検で異常を発見した場合、管理責任者に報告し、必要により応急措置を実施します。本復旧に当たっては、原因を追及したうえで、機能面、経費面から最良の方法を提案します。

②清掃業務

清潔・清掃・躰・整理・整頓の5Sを心がけた利用者の立場に配慮した適切な清掃を実施します。清掃は施設の利用の多寡によって分けたオンシーズンとオフシーズンでレベルを設定し、日常清掃、定期清掃等を効率的に実施します。

- (1) **オンシーズン（4月～11月）**
一般利用や大会利用など、グラウンド利用が中心となるこのシーズンはグラウンド周辺の施設利用が多くなるため、それらの清掃を適切に実施します。
- (2) **オフシーズン（12月～3月）**
屋内練習場の利用が中心となるこのシーズンは屋内練習場周辺の施設利用に重点を置いた清掃を実施します。
- (3) **その他**
大規模イベント開催前後は使用範囲を興行主催者などとの打ち合わせにより把握し、観客席等の清掃を適期に実施します。

③巡視・点検業務

- (1) 施設を常に安全で快適に利用していただくため、日頃から各施設の利用状況を把握し、設備ごとの特性に応じた、効率の良い運転監視及び日常管理を心がけます。
- (2) 施設は、スポーツ公園（北地区）と一体的な運用が必要であり、常にお互いの情報交換に努め、それぞれに支障の生じない適正な業務遂行に努めます。
- (3) 日常の業務は、実績のある専門業者に委託して行います。委託業者の選定は、大規模イベントや突発的なトラブル等にも対応可能な、市内に営業拠点を置く者とし、業務員は、施設の特異性を考慮して、経験や資格等を厳密に審査して配置させます。また、監視室での日常業務と、受託業者の広域管理センターの遠方監視で、24時間、365日の常時監視を行い、非常時の対応に備えます。

④人工芝管理業務

- (1) 人工芝管理の責任者（業務代理人）を1名配置し、人工芝維持管理業務仕様書に基づき管理作業を行うとともに、作業日誌を作成し記録を残します。（人工芝管理責任者：大学卒3年、体育施設管理士取得）
- (2) 人工芝の利用は、「人工芝使用規定」に基づき利用いただくこととします。

4 管理業務

①事業評価業務

指定管理者として、効果的・効率的な施設管理や、より質の高いサービスの提供、地域住民との連携や経営改善等を行うために、自己の活動を評価し改善に繋がります。

事業評価は平成32年1月までの活動について、内部評価を行うと共に、外部評価として利用者にアンケートを実施し、施設の管理状況や接遇状況を数値で採点いただきます。

また、利用団体、地域住民、地元自治会等の事業評価員から意見をいただき最終的な事業評価とします。

事業評価会議開催日：3月頃

②利用の禁止、制限業務

(1) 通常時に禁止、制限を行う場合

公園内で破損等が生じ利用者の安全確保が困難となった場合や、修繕、芝生のメンテナンス業務等を実施する場合は、利用者の安全性と危険防止の観点から、必要に応じて周囲を囲う等を行うと共に、理由のサインを設置し利用の禁止あるいは制限を行います。

(2) その他

- ① 冬季に、新潟スタジアム、野球場、列柱廊の屋根からの落雪が予測されることから、利用者の安全確保のため落雪予測エリアの進入を制限します。

時期：12月上旬（大規模イベント終了後）～3月上旬（大規模イベント開始前）

- ② 地震や火災が発生した場合は、利用者の安全を図るため必要な措置を講じ利用を制限します。
- ③ 新潟スタジアムのトラック利用、野球場のグラウンド利用において凍結、積雪がある場合は、事故防止のため利用を制限します。（ただし、屋内練習場は使用可能）

時期：冬期で必要が生じた場合

- ④ 公園の建物内は施設の保護上、盲導犬以外のペット持ち込みを禁止するとともに、トラック及びグラウンドにおいてはヒールや指定以外のスパイク靴を使用する場合は入場を制限します。

(3) 駐車場一時閉鎖

第1駐車場は住宅地に近く、一部利用者の騒音により、近隣自治会から新潟県へ夜間駐車場閉鎖の要望があり駐車場の一時閉鎖を行ってきたことから、引き続き一時閉鎖を行います。また、第2、3駐車場においても、一時閉鎖を行います。

（閉鎖日及び時間）

① 第1及び第2駐車場

4月から11月及び翌年3月の金曜日から日曜日と祝日の午後11時から翌日の午前5時まで

② 第3駐車場

4月から11月の金曜日、土曜日、日曜日、祝日の午後11時から翌日の午前5時まで及び12月28日から翌年2月までは、駐車場を閉鎖します。

③安全対策・緊急対応業務

(1) 安全対策

警備員や職員による巡回を実施し、危険箇所等の確認を行うと共に、危険行為、不審者および体調不良者等の有無も確認し、来園者や来場者の安全確保を図ります。

(2) 消防訓練などの実施

① 園地

消防訓練 年2回（6月、冬季1～2月頃）実施します。

防災訓練（災害用トイレの使用方法等）年1回6月頃実施します。

② 新潟スタジアム

消防訓練 7月

防災・消防訓練 11月

③ 野球場

年2回（6月、11月頃）実施します。

ア) 通報訓練

イ) 初期消火訓練 ほか

(3) 非常時連絡網の作成、周知

① 職員間、新潟県等の関係機関への通報、連絡体制を作成し職員に周知します。

(添付資料 19、20、21)

スポーツ公園非常時連絡網

新潟スタジアム初動対応マニュアル

新潟県立野球場初動対応マニュアル

(4) 地震発生時の対応

① 供用時間内及び供用時間外において震度4以上の地震が生じた場合は巡回、報告を行うとともに、状況に応じて施設使用の一時中断、中止を行い安全確保に努め、関係機関への報告、通報を行います。

5 自主事業

① 物販事業

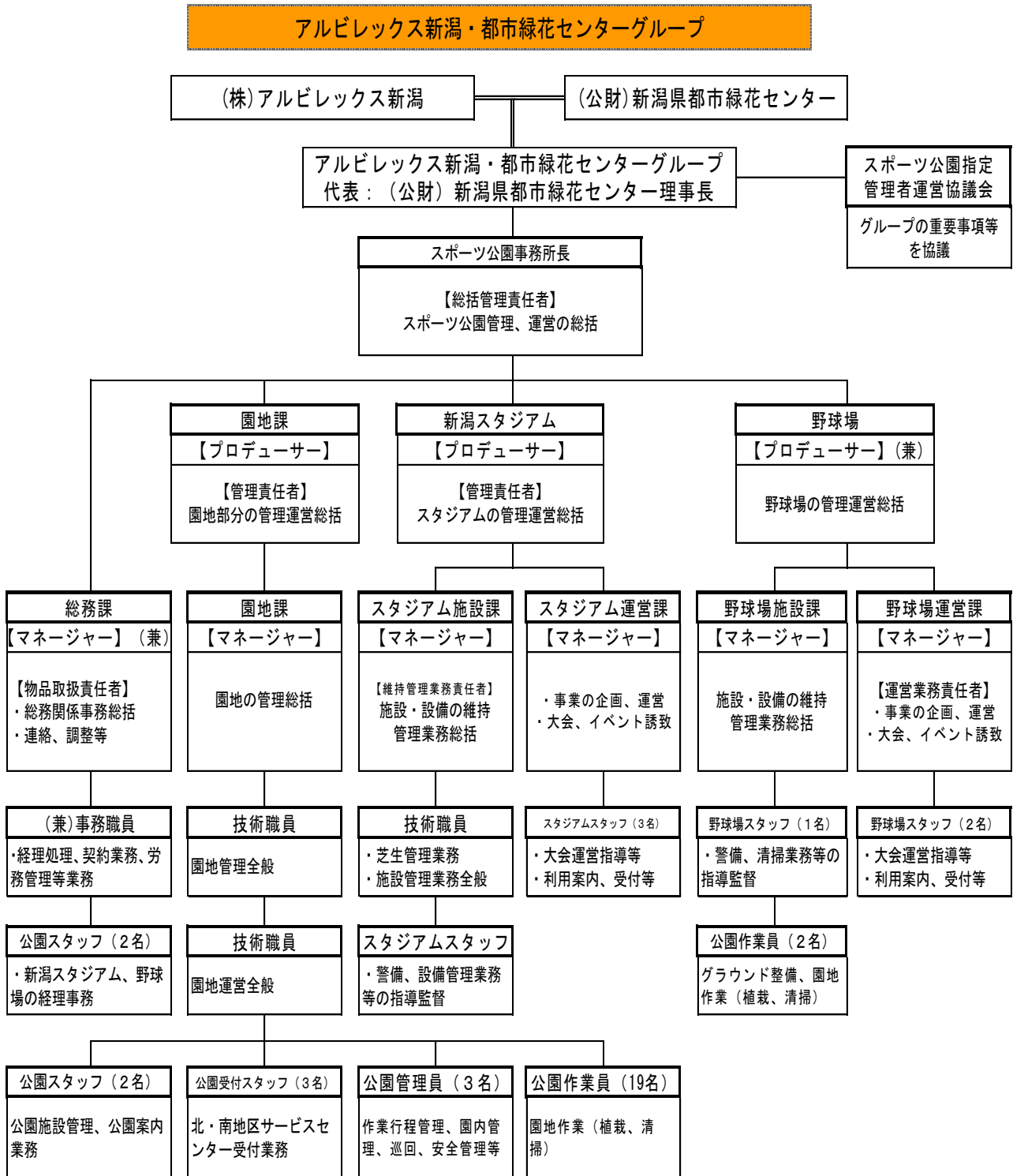
施設の有効活用やにぎわいの創出の観点及び利用者の利便性の向上のために、物販事業を行います。

② その他の事業

スポーツ公園の利用促進等を目的とした多くの県民が集うことができるイベントを開催します。これにより、地域の活性化や公園の魅力発信となると考えます。

6 管理体制

【新潟県スポーツ公園の組織】



7 その他物品の使用等

①物品の使用・管理

使用する県の所有物品について、善良な管理者の注意をもって管理にあたるよう、次に掲げる事務を行います。

- (1) 数量、使用場所、使用状況等の把握
- (2) 適正に管理するための物品取扱責任者の設置
- (3) 物品の故障又は破損時の修理又は修繕、処分の際の県への協議
- (4) 本来の用途に供することができないと認められるものが生じたとき、亡失又は損傷があった時の県への報告

②記録等の作成及び保管

仕様書に基づき公園管理業務の実施に伴って作成・整備した図面、記録類について、汚損、紛失等のないように適切な方法で保存・保管し、県又は県が指定する者（次期指定管理者など）に引き継ぎます。

③県内産業振興や雇用への配慮

(1) 県内産業振興

- ① 新潟を代表する、また季節を代表する草花、花木を人通りの多い場所や花壇改修時などに植栽します。県産の植栽物の説明看板を設置し、新潟の花卉産業についてもPRします。
- ② サッカー、野球などのプロ興業イベントを誘致・開催し、県内外からの利用者の増加を図り、観光産業の活性化に寄与します。また、これらイベント時において、県内各地の特産物や農産物を紹介します。
- ③ 業務委託の際は、県内業者を積極的に選択します。やむをえず県外業者を選択する場合には、「再委託の際の県内企業への優先発注」「県内資材の優先採用」を要請します。
- ④ 物品等の購入にあたっては、県内で生産された原材料を優先的に使用します。また、作業機械等の購入にあたっては、県内製造品を優先し、県内で調達できないものについては、県内に本社を置く代理店等から購入します。

(2) 雇用への配慮

- ① 人材の確保は、原則として地元から雇用し、園地管理の作業員等は中高齢者等の活用を積極的に進めます。
- ② 特別支援学校の職場体験の受け入れ、福祉施設からの物品購入などを行い、引き続き障がい者の自立促進に協力します。
- ③ 若者の就労意識の向上のため学生の職場体験を受け入れます。

④環境への配慮

(1) 過去に認証された ISO 14001 の環境マネジメントシステムを準用し、環境活動に取り組みます。この取り組みを効果的に進めるため、職員への適切な環境教育を行います。

(2) 環境に負荷の少ない循環型の公園管理

① 職員が省エネを心がけるだけでなく、利用者に省エネやゴミの発生抑制などの協力を呼びかけ、利用者への環境活動の普及啓発を行います。

② 公園維持管理において発生した剪定枝や落葉は、チップや堆肥として活用します。

その他の一般廃棄物処分においては、処分過程でリサイクルを積極的に行っている事業者を優先的に選定します。

③ 物品の購入にあたっては適切な在庫管理に基づき、購入を行います。購入は、これまで収集した環境ラベル情報等を活用し、環境負荷の低減に努める事業者からの優先購入に努めます。

(3) 自然環境の保全のための取り組み

① 公園を利用した自然観察会や教室を開催し、都市緑化の普及啓発を行います。

また、自然生態園やビジターハウスを活用し、鳥屋野潟の自然を紹介するなど環境保全のための取り組みを行います。

平成31年度 鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園) 資金計画書

< 利用料金収入 >

(単位:千円)

項 目	年間予算	備 考
有料公園施設使用料	120,687	
行為許可使用料	69,291	
利用料金収入計	189,978	

< 指定管理委託費 >

(単位:千円)

項 目	年間予算	備 考
県からの指定管理委託料	506,784	

< 管理運営経費 >

(単位:千円)

項 目	年間予算	備 考
維持管理費	657,440	
人件費	158,002	
事業費	434,296	
光熱水費	92,593	
清掃	63,183	
警備	12,195	
芝生維持管理	56,593	
設備運転監視	54,033	
施設・設備保守点検	65,333	
植物管理	47,442	
施設管理	20,300	
巡視・点検	4,693	
利用管理	4,325	
その他	13,606	
事務費	41,960	
修繕費	23,182	
一般管理費等経費	39,322	
管理運営経費計	696,762	